

第 80 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 80 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 8 年 8 月 3 日（月） 9：30～11：23

会場：農林水産省統計部第一会議室（北314）

（Web 会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）部会長の選任

（2）デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について（答申）

（3）イタリアからの乾燥熟成豚肉の輸入に係るリスク評価について（諮問）

（4）その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1 食料・農業・農村政策審議会令抜粋
- 資料 2－1 デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書（概要）
- 資料 2－2 デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書（非公表）
- 資料 3－1 諮問文（イタリアからの乾燥熟成豚肉の輸入に係るリスク評価について）
- 資料 3－2 イタリアからの乾燥熟成豚肉の輸入に係るリスク評価報告案（概要）
- 資料 4 カナダからのバイソン肉等の輸入再開について（報告）
- 参考資料 1 アフリカ豚熱とは
- 参考資料 2 世界におけるアフリカ豚熱の発生状況
- 参考資料 3 諮問文（デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について）
- 参考資料 4 WOA H陸生コード（アフリカ豚熱）
- 机上配布資料 乾燥熟成豚肉・スーニャについて

午前 9時30分 開会

○松尾国際衛生対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第80回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

当部会の事務局を務めます消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の坂から御挨拶申し上げます。

○坂消費・安全局長 皆様、皆様おはようございます。消費・安全局長の坂でございます。

本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日御審議いただく議題につきましては、畜産物の輸入に係るリスク評価に関しての2件でございます。我が国、あらゆる肉類につきまして、半数又はそれ以上、輸入に頼らないといけない状況でございます。食料安全保障の確保の観点からも、輸入される畜産物のリスクについて、科学に基づいてしっかりと評価することが非常に大事なプロセスとなっております。その上で、本日2件の議題がございます。

1件目は、デンマークにおけるアフリカ豚熱が発生した際のゾーニングの適用に関するリスク評価についてでございます。こちらにつきましては、一昨年2024年9月に諮問させていただきまして、これまで牛豚等疾病小委で専門的・技術的な見地から御議論をいただいたところでございます。小委員会での御審議の結果について御報告を頂戴した上で、答申を頂ければと思っております。

2件目につきましては、イタリア産乾燥熟成豚肉——いわゆる生ハムでございます——の輸入再開に係るリスク評価についてでございます。こちらにつきましては、2022年2月にイタリアからの要請を受けまして、農林水産省で定めておりますリスク評価に関する標準的手続にのっとりまして、その適用について科学的な評価を実施してきたところでございます。その評価結果を踏まえまして、本日、この部会、家畜衛生部会に諮問をさせていただくことを考えております。

また、今回の議題とは直接関係ございませんけれども、水際の体制をしっかりと強化するという意味で、より食料安全保障の強化といったような政策目標を達成する観点から、本年5月に今国会におきまして家畜伝染病予防法を改正していただいたところでござい

す。その中の一つの柱といたしまして、水際の体制の強化ということで、今までも動物検疫につきましては、水際でしっかりチェックする、それで違法なものの輸入を食い止めるという機能を十全に果たしているところでございますけれども、それでも、そのチェックをくぐり抜けて、国内の販売店などで違法な輸入禁止品などが販売されているという実態がございます。こういった実態に対処するために、家畜防疫官——これは動物検疫所で働いている国の専門家でございますけれども——が市中の食材を販売するお店などに立入検査する権限を創設いたしまして、もしそこで輸入禁止品が販売されているというような事実があった場合は、その破棄を命ずることが、破棄をすることができるといったような規定を新たに定めていただきまして、つい先月でございますが、本年7月1日に施行されたというところでございます。このような規定を適切に運用いたしまして、農林水産省といたしましても引き続き、我が国に家畜伝染病が侵入することを何とか防止してまいりたいというふうに考えております。

このような観点も踏まえまして、本日、委員の皆様方におかれましては、御専門の見地から忌憚のない御発言、それから活発な御議論を頂戴できれば幸いです。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長　よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなりますので、御退室をお願いいたします。ウェブでの傍聴は引き続き可能でございます。

さて、現在、家畜衛生部会の委員数、19名です。本日のウェブでの御出席も合わせて、現時点で12名、10時から国立感染症研究所の砂川先生も加わりまして13名となります。これは、食料・農業・農村政策審議会の第8条第1項の規定によりまして、定足数、3分の1以上でございますけれども、満たしているということは御報告しておきます。

また、先月、委員の選任が行われました。本日は選任後初めての家畜衛生部会となります。新たに植田委員に御就任いただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介を申し上げます。

ただいま御挨拶申し上げました消費・安全局長の坂でございます。

○坂消費・安全局長　坂でございます。よろしくお願い申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長　大臣官房審議官の木下でございます。

○木下消費・安全局審議官　木下です。よろしくお願い申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 沖田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 それから、動物衛生課担当補佐の矢野でございます。

○矢野補佐 よろしくお願ひします。

○松尾国際衛生対策室長 本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料ですが、議事次第、委員名簿、資料の1、資料2－1、資料2－2、資料3－1、資料3－2、資料の4、及び参考は1から4までございます。

本日お配りした資料の詳細でございますけれども、「資料一覧」という形で書いてございますので、こちらを御確認ください。不足している資料とか落丁ございましたらお申し付けください。

では、続けていきます。

続きまして、まず、議事（1）でございますが、部会長の選任に進みたいと思います。

資料の1を御覧ください。

食料・農業・農村政策審議会令の第6条第3項の規定でございますが、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任するとございます。

家畜衛生部会の委員は現在、井岡先生、植田先生、関先生となります。井岡先生、植田先生、それから関先生、御推薦をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

井岡先生、よろしくお願ひいたします。

○井岡委員 是非、植田智己委員をお願いしたいと思います。植田様は、一般社団法人全国農業会議所の専務理事でありになり、広く農業分野全体に関わってこられていらっしゃると思いますので、是非お願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○松尾国際衛生対策室長 ただいま井岡先生から、植田先生に部会長をお願いしてはという御意見、御提案ございました。

関先生、いかがでしょうか。

○関委員 私も植田先生の方をお願いいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○松尾国際衛生対策室長 では、植田先生、いかがでしょうか。

○植田委員 皆さんがよろしければ、お受けいたしたいと思います。

○松尾国際衛生対策室長 それでは、これで委員の皆様にご賛同いただきましたので、植田先生が部会長という形で選任されました。

植田先生、部会長をよろしくお願いいたします。それに当たって、一言御挨拶をお願いいたしたい。よろしくお願いいたします。

○植田部会長 改めまして、全国農業会議所、この4月から専務理事を務めております植田と申します。

前任、稲垣が大変お世話になりましたが、稲垣が6月末をもちまして全国農業会議所の相談役を退任いたしました。その関係で、私、こちらの方でお世話になるということになりましたので、稲垣同様、御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては植田部会長にお願いしたいと思います。植田部会長、よろしくお願いいたします。

○植田部会長 それでは、早速であります、議事に入りたいというふうに思います。

まず、議事の(2)ということで、答申事項でございます。デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 それでは、事務局の方から答申に係る事項について説明をさせていただきますと思います。

それでは、資料の2-1に従って説明をさせていただきたいと思っております。資料の2-1を御準備ください。

本件は、先ほど局長の坂からお話ししましたように、令和6年9月26日に開催した第69回の家畜衛生部会において諮問させていただきました。その後、牛豚等疾病小委員会において2回審議を行いましたので、結果を報告いたします。

牛豚等疾病小委員会での審議内容については、後ほど、ポイントとなる点を中心に、津田小委員長より御説明いただきたいと思いますと考えてございます。

まずは私の方から、リスク評価報告書の概要について御説明を申し上げたいと思っております。

それでは、資料の2-1、1ページ目から順次説明させていただきます。

まずは資料1、Iの背景を御覧ください。デンマーク当局から、アフリカ豚熱(A S F)

発生時に、発生農場から半径20キロ圏内に一部でも含まれる基礎自治体全域を単位としてゾーニングを適用したいというお話がございましたので、これを受けまして、我が国へのアフリカ豚熱侵入リスクについて評価を実施したものでございます。

続きまして、資料の1のⅡ、評価事項を御覧ください。評価事項、対象でございますが、デンマーク産の豚肉、内臓及びそれらを原料とする製品であり、対象地域はフェロー諸島及びグリーンランドを除くデンマーク王国という形になってございます。

続いて、2ページ目、Ⅲ、リスク評価（案）の概要のうち、まず1のデンマークの概要を御覧ください。

デンマークは世界有数の豚肉輸出国であり、98の基礎自治体によって構成されています。今回のゾーニング適用単位、後述しますけれども、この基礎自治体を中心として構成されるものです。

また、デンマークは欧州連合（EU）の中の一つの加盟国でございまして、EU各国と経済圏を共有するほか、国境検査なしに国境を越えることを許可するシェンゲン協定の署名国です。

続きまして、同じ2ページの2、アフリカ豚熱の発生状況を御覧ください。

アフリカ豚熱については、これまで同国内での発生は確認されてございません。

ただ、同じEU加盟国においては、2014年に確認されて以降、複数の加盟国で確認されている状況です。直近では2025年にスペインで野生のイノシシにおけるアフリカ豚熱の発生事例が報告されてございます。

デンマークについては、ユトランド半島の南部で、アフリカ豚熱が確認されたドイツ国境というところで、国境を接しているというところはございます。

それから、ドイツ領内のデンマークとの国境地域におけるアフリカ豚熱の発生は確認されていないという状況でございます。

また、同じくアフリカ豚熱が発生されたスウェーデンとの国境でございますが、こちらは橋及び海底トンネルでつながっています。スウェーデンでは、2023年9月に野生のイノシシで確認されたのですが、2024年9月には清浄化が確認され、清浄国に復帰してございます。スウェーデンの発生確認地域ですが、デンマークから直線距離で400キロメートル以上あると、結構遠方に位置するという形でございます。

同じ2ページの3でございます。獣医体制及び法制度を御覧ください。

デンマークの中央獣医当局でございますけれども、デンマーク獣医食品庁、DVFAと

いうところでございます。D V F Aが防疫に関する法、方針、制度を定め、その指揮の下で、地方組織である獣医検査ユニット（V I U）が農場のサーベイランスや疾病発生時の現地対応を実施しています。V I Uは北部、南部及び東部の三つの地域に分かれて業務を担っています。

また、アフリカ豚熱を含む重要疾病が発生した場合には、3ページに移りますけれども、中央レベルに中央疾病管理センター（N D C C）、現地レベルで現地対策本部という形で地方の疾病管理センター（L D C C）が設置され、発生対応を統括する体制というものが構築されることになっています。

3ページの5行目に入ります。

人的体制として、中央当局であるD V F A所属の公務員獣医師に加え、民間獣医師とも契約し、一部の公的業務を委託しています。行政獣医師と民間獣医師を組み合わせることで、防疫活動を支える体制というものが構築されてございます。

3ページの7行目です。

さらに、生産者団体であるデンマーク農業食品委員会（D A F C）も防疫に重要な役割を果たしています。D A F Cは傘下に診断施設を有しておりまして、アフリカ豚熱のアクティブサーベイランスに必要な検体の提供、こういうことを通じて当局の疾病監視を支援しています。また、国境を越えて入国する家畜運搬車両の洗浄・消毒も行っています。

3ページの12行目です。

法制度面では、E Uの動物衛生法及び国内法である動物飼育法などに基づいて家畜防疫が実施されてございます。具体的な対応手段は防疫指針によって定めてございます。

3ページの15行目でございます。

このことから、リスク評価チームは、デンマークには、アフリカ豚熱の発生を早期に把握し、発生時には中央と地方が連携して封じ込めを実施するための獣医体制及び法制度が整備されていると評価しました。

資料の3ページの4、豚の飼養状況及び衛生管理を御覧ください。

デンマークでは、約1,320万頭の豚が飼養されており、豚の農場は国内全域に分布しています。農場は商用農場と非商用農場に区分されていますが、非商用農場が飼養する豚は全体のごく僅かとなっています。生産形態としては、繁殖農場と肥育農場を段階的に豚が移動していくというマルチサイト方式が主流となっています。

デンマークでは、商業農場か否かを問わず、全ての豚の農場を中央家畜登録簿（C H R）

で登録することが義務づけられております。各農場には固有の登録番号が付与されています。ペットとして飼養されている豚についても登録対象になっています。

衛生管理については、全ての農場にバイオセキュリティ対策の実施義務がございます。特に一定規模以上の農場では、管理獣医師との契約、バイオセキュリティプランの作成及び毎年の見直しが義務づけられており、豚舎前室の設置など具体的な対策が求められています。また、E U規則に基づいて、人や車両、動物、資材の出入り管理、ネズミや昆虫の防除なども実施されているほか、残飯の給与は禁止されています。

4 ページに移りますが、これらの措置というものは農場の規模に関係なく適用するという形になってございます。

4 ページの3行目に入ります。

加えて、農場の従業員はアフリカ豚熱に関するe ラーニング講習を受講することとされており、外国人労働者についてはアフリカ豚熱発生国又は地域由来の食品を農場に持ち込ませないことが求められています。中央獣医当局であるD V F A及び生産者団体は、リーフレットやS N S等を活用した啓発活動も実施しています。

4 ページの12行目に入っています。

監督体制としては、D V F A、中央当局ですが、毎年、全農場の約5 %を対象に査察を実施しており、問題が確認された場合には、警告や是正措置、罰金、更には飼養禁止などの措置を講じる仕組みとなっています。

4 ページの17行目です。

なお、車両消毒や二重柵の設置については我が国と異なる運用も見られますが、家畜の運搬車両の農場内への立ち入り制限など、代替的なリスク低減措置が導入されています。

4 ページの21行目です。

以上のことから、リスク評価チームは、デンマークの豚農場は中央獣医当局であるD V F Aの監督の下で適切に管理されており、アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止及び発生時の農場間伝播を抑制するために、バイオセキュリティ体制が一定程度確保されていると評価しました。

続きまして、同じ4 ページの5、食肉関連施設を御覧ください。

デンマークでは、と畜場や食肉処理施設は中央当局のD V F Aによる承認及び定期査察の対象となっており、衛生管理状況が継続的に確認されています。

4 ページの31行目以降でございますが、全ての豚は、と畜前後に獣医官による検査を受

け、アフリカ豚熱が疑われる場合は直ちに検査と移動制限が実施されます。さらに、対日輸向け製品については、ほかのロットと区別して処理することが可能な体制というふうになってございます。

5 ページに移ります。

家畜運搬車両についても、荷下ろし後の洗浄・消毒が義務づけられています。

5 ページの3行目でございます。

以上のことからでございますが、リスク評価チームは、と畜前後検査によるアフリカ豚熱感染豚の摘発、及び、と畜場や車両を介した疾病伝播リスクを低減する体制が確保されていると評価してございます。

続きまして、資料の5ページの6、トレーサビリティ及び移動管理を御覧ください。

デンマークでは、全ての豚に耳標等による識別が義務づけられてございます。農場間の移動の情報は中央家畜登録簿のCHRに記録されています。このため、アフリカ豚熱発生時には豚の移動履歴を追跡し、疫学関連農場を迅速に特定することが可能です。

18行目以降ですが、入ります。

と畜場や食肉処理施設では、出荷元と出荷先の双方を把握できる体制が整備されており、最終製品から生産農場まで遡及することが可能となっております。

21行目に入ります。

さらに、EU域内の生体豚の移動については、EU共通の移動管理システムであるTRACESに登録されるシステム、仕組みとなっております。国際的な移動についても追跡が可能です。

5 ページの24行目でございます。

このことから、リスク評価チームは、デンマークでは、国内外の豚の移動管理及びトレーサビリティ体制が整備されており、アフリカ豚熱発生時には疫学調査や関連農場の特定を迅速に実施できるというふうに評価してございます。

資料の5ページ、7番、検疫でございます。

29行目以降に入りますけれども、デンマークでは、EU域外から輸入される動物や畜産物については、国境検査ポスト、国境検査、BIPと申しませんが、ここで検疫が実施されています。また、アフリカ豚熱の侵入防止のため、家畜運搬車両の洗浄、それから消毒、生産者・輸送業者への啓発活動も行われています。

41行目に入ります。

一方で、E U域内では人や物の自由な移動が認められていることから、加盟国間では我が国のような国境検疫措置は講じられていません。

次のページに入ります。

6 ページに入っていきますけれども、E U域内から持ち込まれる畜産物等を介したアフリカ豚熱侵入リスクは、完全には排除できないというふうに評価してございます。

6 ページの24行目に入ります。

輸出時には中央当局のD V F Aが仕向国の条件への適合を確認した上で衛生証明書を発行しており、輸出制度も整備されています。

28行目に入ります、6 ページ。

以上のことから、リスク評価チームは、E U域外からのアフリカ豚熱侵入防止措置は十分機能している一方、E U域内由来のデンマークに持ち込まれる畜産物を介してウイルスが侵入するリスクは無視できないというふうにしてございます。

一方、デンマークには仕向国の輸入条件を満たした豚肉及び豚肉製品を輸出する制度が整備されているというふうに記述をいたしました。

6 ページの8、診断機能でございます。

アフリカ豚熱診断を担うD K - V E Tは、24時間対応は可能であり、E L I S A、免疫ペルオキシダーゼ法及びP C Rの検査能力があります。

7 ページに移ります。

このことから、デンマークでは、アフリカ豚熱の診断及びサーベイランスを適切に実施できる体制が整っていると考えられるというふうにしてございます。

資料7 ページ、9 番でございます。野生動物の管理を御覧ください。

デンマークでは、アフリカ豚熱の侵入リスク低減を目的として、野生イノシシ根絶計画が実施され、2022年に国内の野生イノシシの根絶が達成されています。現在も、ドイツとの国境沿いに侵入防止柵を設置するとともに、監視や捕獲体制、こういうものが維持されてございます。

7 ページの18行目に移りますが、国民や狩猟者からの通報を受け付けるスマートフォンアプリを運用しており、野生イノシシが確認された場合は速やかに捕獲、検査を行う体制が整備されています。

7 ページの23行目でございます。

アフリカ豚熱の媒介をするというふうに知られておりますオルニトドロス属の軟ダニで

ございますが、デンマークには生息していないとされてございます。

7 ページの25行目です。

このことから、リスク評価チームは、デンマークでは野生イノシシを介したアフリカ豚熱の侵入及びまん延リスクは極めて低いというふうに評価してございます。

7 ページの10、サーベイランスでございます。

デンマークでは、商用・非商用にかかわらず、アフリカ豚熱を疑う症状や死亡率の上昇などが認められた場合、飼養者及び獣医師に通報義務が課されており、通報を受けた当局が速やかに立入検査と検体採取を実施します。

36行目に入ります。

また、平時から家畜豚を対象としたアクティブサーベイランスが実施されているほか、野生イノシシについても発見・捕獲時にアフリカ豚熱検査を行う体制が整備されています。これまでの検査結果は全て陰性となっております。

8 ページの4 行目に移ります。

以上のことから、リスク評価チームは、デンマークでは、平時からアフリカ豚熱の発生状況を監視する体制が整備されており、発生時には、それを基盤として強化サーベイランスを適切に実施できるというふうに評価をいたしてございます。

8 ページの11番、家畜豚におけるアフリカ豚熱防疫対応でございます。

まず、8 行目からでございますが、デンマークでは、アフリカ豚熱を含むリスト1 疾病を疑う症状が認められた場合、飼養者及び獣医師に通報義務が課されてございます。通報を受けた地方獣医当局（V I U）が現地調査を実施いたします。

臨床検査や剖検を行うことに加えて、必要な検体を採取し、ナショナルリファレンスラボラトリーであるDK－V E Tで検査が行われます。検査結果はサンプル到着後24時間以内に報告される体制というふうになってございます。

16行目に入ります。

アフリカ豚熱が確認された場合には、中央対策本部であるN D C Cと現地対策本部であるL D C Cが設置され、発生対応が開始されます。発生農場では飼養豚殺処分、こういうものは速やかに実施され、死体はレンダリング施設又は焼却施設で処理されます。また、飼料や敷料などの汚染の可能性がある物品についても処分され、農場の清掃・消毒が行われます。さらに、発生農場の豚に由来する豚肉や豚肉製品については、登録簿でありますC H Rの情報などを用いて追跡し、必要に応じて廃棄処分されます。

8 ページの32行目に入ります。

アフリカ豚熱の発生時には、原則として発生農場を中心に半径3キロメートルの保護区域、P Zと称しますが、このP Zと、半径10キロメートルの監視区域S Z、いうところが、地域が設定されます。これらの区域では生体豚や精液、豚肉などの移動が制限されるとともに、当局による農場への立入検査及びアフリカ豚熱検査が実施されます。

42行目に入ります。8 ページです。

また、発生農場と接触履歴や豚の移動履歴を基に疫学調査が実施され、疫学関連農場が特定されます。必要に応じて予防的な殺処分を行うことも可能となっております。

9 ページに入っておりますが、さらに、発生が単発で終わらない場合には、E Uの制度に基づき、より広域の制限区域であるR Z IIIやR Z Iに移行しまして、継続的な移動規制、それから監視が実施されます。

9 ページ、飛びまして32行目になります。

こうした規制があると、実施体制があるということから、リスク評価チームは、デンマークには、アフリカ豚熱発生時に、早期摘発、殺処分、移動制限、疫学調査及び強化サーベイランスを実施し、発生を適切に封じ込めるための体制が整備されていると評価いたしました。

資料9 ページの12番、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対応でございます。

37行目からですが、先ほど御説明しましたとおり、デンマークでは2022年に野生イノシシの根絶が達成されています。

一方で、将来的な侵入や発生に備え、野生イノシシにおける発生対応時の対応マニュアルというものが整備されてございます。

9 ページの40行目ですが、野生イノシシが発見された場合には、D V F A、中央当局が捕獲又は回収を行い、検体を採取して、検査施設であるD K - V E Tでアフリカ豚熱検査を実施します。陽性が確認された場合には、家畜豚での発生と同様、中央対策本部であるN D C C及び現地対策本部であるL D C Cが設置されます。N D C Cには、獣医師、それから疫学者、ハンター、それから野生動物の専門家から成る専門家チームが設置されることとなっております。

10ページに移っていきます。

発生が確認された場合には、感染個体は適切に処理されるとともに、発生地域、この周辺それから管理区域、いわゆるC Zという地域を設定いたします。C Zの中では、農場に

対する移動制限、それから強化サーベイランスが実施されるほか、野生イノシシの根絶を目的として柵の設置などによる封じ込め対策も行われます。

なお、ドイツ側の国境地域で野生イノシシにアフリカ豚熱が発生した場合、同様にC Zを設定できる仕組みとなっております。

10ページの10行目です。

さらに、EUの制度に基づきまして、C Zはその後、制限区域のⅡ、いわゆるR ZⅡやその周辺のR ZⅠに移行して、継続的な移動制限や監視措置が講じられます。

10ページの16行目です。

このことから、リスク評価チームは、デンマークには、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱発生を早期に把握し、速やかに封じ込めるための体制が整備されており、強化サーベイランスを通じて清浄地域と非清浄地域を適切に区分する能力を有していると評価いたしました。

10ページの13、ゾーニング適用単位です。

ここは、先ほど申し上げましたけれども、牛豚疾病小委員会の主要課題の、特に2回目の審議の主要課題の一つでしたので、後ほど、津田委員長から詳しく御説明させていただきます。

ざっと申し上げますと、デンマークからは、アフリカ豚熱の発生農場から半径20キロメートルの圏内に一部でも含まれる基礎自治体について、その自治体全域をゾーニングの適用単位とする提案がなされてございます。

リスク評価チームとしては、デンマークでは2022年に野生イノシシの根絶が達成されていることや、野生イノシシによるアフリカ豚熱の拡散速度は比較的遅いとされていることから、適用単位は受入れ可能と評価してございます。

「一方で」というところで、10ページの29行目に書かれていますが、今回のゾーニング単位は、これまで我が国が評価した他国の事例と比較すると相対的に小さいことから、将来的に封じ込め措置の実効性に問題が認められた場合には適用範囲の見直しを検討する必要があるとしています。

それから11ページ、Ⅳ、結果でございます。

これらの点を考慮すると、本報告書に記載された早期通報、バイオセキュリティやサーベイランス等の体制が維持されていることに加え、野生イノシシの侵入監視及び駆除の体制が維持され、イノシシによるアフリカ豚熱拡散のリスクは極めて低い状況が維持されて

いることを前提として、デンマークは、発生農場から半径20キロメートル圏内にその一部でも含まれる基礎自治体について、当該自治体全域を単位としてアフリカ豚熱ゾーニング、日本側が指定する地域に由来する豚を指定地域に所在する施設で処理し、適切に分別管理された製品のみを日本向けに輸出することを輸入条件として要求することを適用可能な体制が備わっていると考えました。

ただし、適用に際して、以下の点について留意する必要があると考えたと。

①、デンマークは、現時点においてアフリカ豚熱未発生国であり、発生時に取るべき関連法規などに定められた防疫措置を講じ、かつ運用した実績がないこと。

②、ドイツ等の周辺諸国でアフリカ豚熱の発生が継続している中であって、EU加盟国との国境における手荷物の輸入検疫等の国境措置が講じられていないこと。

③、過去に評価した他国のゾーニング適用の面積——中央値と比較しましたが——と比較すると、今回の適用単位は相対的に小さい。そのため、リスク評価時に想定されたデンマーク当局により封じ込め措置が想定に反して機能しなかった場合には、リスク管理上の地理的マージンの拡大、変更を検討する可能性があること。

以上のことから、デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時の豚肉及び豚肉製品の輸入について、デンマークに対し、以下の適切なリスク管理措置を課すとともに、アフリカ豚熱のゾーニングを適用して、発生の認められない地域に限定することにより、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

デンマークにおいて、家畜豚又は野生イノシシでアフリカ豚熱の初発事例が認められた場合や、デンマークが設定する制限区域外でアフリカ豚熱が発生した場合、デンマーク全土からの豚肉及び豚肉製品の輸入を一時的に停止し、発生状況や防疫措置の実効性を確認した上で、ゾーニングを適用して輸入を再開すること。

農場におけるバイオセキュリティの措置、家畜豚のサーベイランスの強度、並びに野生イノシシの侵入監視及び駆除の体制が維持されることを家畜衛生条件に明記すること。

以上でございます。

○植田部会長 ありがとうございました。

それでは続きまして、牛豚等疾病小委員会での議論の結果概要につきまして、津田委員長から御報告をお願いします。

○津田臨時委員 津田でございます。

それでは、御報告させていただきます。

昨年6月4日に開催されました第104回牛豚等疾病小委員会及び本年6月25日に開催されました第111回牛豚等疾病小委員会において、デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について審議を行いました。

牛豚等疾病小委員会では、先ほど事務局から説明のあったデンマークにおける獣医組織体制、豚の飼養状況及び衛生管理、食肉関連施設、トレーサビリティ、検疫、診断機能、野生動物の管理、サーベイランス、国内防疫措置及びゾーニング適用単位等について検討いたしました。

本件における主な論点は、ゾーニングの適用単位及びその範囲でした。

デンマーク当局が提示したゾーニングの適用単位は基礎自治体です。デンマークは九州と同程度の国土を98の基礎自治体に分けており、各自治体の面積は過去に評価した国の適用単位の中央値よりも小さいものでした。

一方、ゾーニング適用単位で検討すべきは、発生農場から十分なバッファを確保して輸入するということです。このために小委員会では、発生農場から半径20キロメートルという距離に着目して評価いたしました。

E F S Aの報告書や各種論文を踏まえ、主に次の二つの理由から、20キロメートルは適切というふうに判断いたしました。

一つ目は、デンマークに野生イノシシが生息していないということです。同国は、ASFの主要な拡散要因である野生イノシシを2022年に根絶しており、発生時のウイルス拡散は限定的というふうに考えられます。

二つ目は、欧州における過去のASFの拡散速度から推計した拡散距離です。各種論文によると、欧州でのASFの拡散速度は月当たり0.39キロから5キロメートルです。ただし、これは野生イノシシが生息する環境での答えであり、その生息密度や季節などによって変動する点に留意しています。デンマークでは、疑い事例の報告から我が国への発生通報まで最大3日を要するとされております。これをWOAHの、国際獣疫事務局のコードに定める潜伏期間15日を加えると、ウイルス侵入から我が国への通報までの期間は18日となります。前述の拡散速度を基に18日間の拡散距離を推計すると、発生農場から半径0.23キロから3キロメートルとなり、20キロを超える可能性は低いというふうに考えられます。

以上を踏まえ、ゾーニング適用単位について総合的に評価した結果、早期通報、バイオセキュリティやサーベイランス等の体制が維持されているということに加えて、野生イノシシの侵入監視及び駆除の体制が維持され、イノシシによるASF拡散リスクが極めて低

い状況が維持されていることを前提として、デンマークは、発生農場から半径20キロメートル圏内にその一部でも含まれる基礎自治体について、当該自治体全域を単位としてASFゾーニングを適用可能な体制が備わっているというふうに判断し、その旨をリスク評価報告書（案）に記載いたしました。

結論としまして、これらの検討結果を踏まえ、牛豚等疾病小委員会としては、先ほど事務局から説明のありましたリスク評価の内容を了承しましたので、ここに御報告をいたします。

以上で、牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○植田部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

末吉委員。

○末吉臨時委員 末吉です。

今回のこの質問は、区切っていきますか、全体を通して。五つぐらいあるのですけれども。

○松尾国際衛生対策室長 ここで順番に質問していただけたらと思います。

○末吉臨時委員 では、失礼します。

1 ページの背景のところで、今、半径20キロの話が詳しく説明あったのですけれども、イノシシがゼロだと。EUの平均距離と、季節、イノシシの関係とあったのですけれども、疫学関連農場について、距離だけじゃなくて、疫学関連農場の場合は、この距離は20キロというのを無視して考えていいのかが一つ。この発生農場との、今は距離だけの説明ですけれども。

Ⅱの評価事項のところの「フェロー諸島及びグリーンランドを除く」は、これは、そういう豚とかイノシシ関係がない地域という理解でいいのかどうかの確認。

それから3ページの、これも確認ですね。42行、家畜豚に残飯由来の飼料を与えることが禁止されているのは、肉製品と限らなくて全般、パンとか野菜とかも駄目なのかの確認。日本とかなり、デンマーク、事情が違うようなので、確認させていただきたいと思います。

4 ページ、38から39行目のところ、「対日輸出向けの処理については、他のバッチを処理した後に清掃・消毒を行い」ですけれども、次に「時間的に区分して処理」とあります。時間的に区分。この時間的区分というのは、ちょっと理解が追いつかなかったのですけれ

ども、ほかのところに輸出するのと日本と時間差でゾーニングする。PED(豚流行性下痢)流行時の食肉処理場での交差汚染対策とかよく日本国内にもあったのですが、そういったことを意味しているのかどうかの確認。

それと、5ページの41行、7の検疫の41行ですけれども、EU圏内では人及び物の通行が自由ということで、手荷物は、それ、日本みたいな検査をしないということで、これは、次のページにある農場関連についてはすごく厳しくするけれども、それが代替措置であって、人の手荷物の肉製品・肉みたいな検疫は日本のようにやっていないのですけれども、代替法はないのか。代替法。結局本当に検疫フリーなのか、手荷物の、バッグの中身というのは。確認です。その条約があるからそうなのでしょうけれども、確認です。

それと7ページ、9の野生動物の管理のところですが、ちょっと防疫とは関係ないのですけれども、2022年、国内での野生イノシシの根絶が達成された。一時期、2019年でしたか、愛知県の渥美半島の約2万頭のイノシシを根絶しようという話があったけれども、すごく避難された。なので日本では無理かなと感じました。でも、EUの方は動物愛護の考えが強い気がするのですけれども、この根絶ができたことの背景というか、農水省ではなくて環境省関連の行政省庁からの指摘や、愛護団体からの指摘がなかったのかが気になりました。

12行目の67キロの鉄柵。ドイツの国境、豚コレラの時代からデンマークとドイツは盛んに鉄柵対策をやっているのですけれども、結局、高速道路とか川とかはそういう鉄柵ができないところ。だから、伝播を遅くすることはできるという韓国の考えみたいところで、これが当然100%とっていないわけで、ここに関する見解。変わらないのでしょうか。伝播を遅くするというだけかもしれませんが、確認です。

以上が、先ほどの説明聞いて確認したかったところと質問です。よろしくお願いします。
○植田部会長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○松尾国際衛生対策室長 以上、いただきました七つの質問について、順番に回答していきたいと思います。

まず1番目、概要の1ページ目にも書いています、半径20キロメートルにおいて、疫学関連農場についてどうするかということでございますが、疫学関連農場について、20キロの円を引かないのかと。これは引く形になりますので、その上で、その20キロの円にちょっとでも含まれる基礎自治体は全て、日本向けへの輸出ができないという形になるという

ものでございます。

二つ目でございます。この1ページ目の評価事項の中に書いています「デンマーク王国の自治領であるフェロー諸島及びグリーンランドを除く」ということについては、豚がいるうんぬんではなく、まず1点目としては、デンマークからその要望がなかったということと、まず、自治領については規制が違う場合があります。デンマークについては調べていません、不要だと言われているので。そういうこともありますので、ここは明記する。輸入の際にも、ここからはもう入れないと明確に配慮いたします。

それから、三つ目の質問でございます。3ページの42行目。残飯処理、これはEU全域で基本的に禁止されているというものでございます。ですから、先ほどもおっしゃったパンとかそういうものを含めて、基本的に残飯は使ってはならないという形になってございます。

続きまして、四つ目の質問でございます。4番目、4ページの38行目でございますが、食肉関連施設に関してバッチごとの時間的区分を設けて行う。これ、デンマークにかかわらず、ほかの国でも行っていることで、これはどういうことかということ、例えばアメリカでもやっています。時間を設定することでロットがはっきりします。対日輸出品目というのがその時間帯で確実に分かることがあるというのは、1点目の有利な点でございます。二つ目の点は、日本だけ特別な条件を付ける場合が多くなっています。そういうときに、その日の中の朝の一番初めにやることによって、ほかのものがコンタミすることがない。混ざることがないという形で、こういうことをよく要望します。これができるのかということですね。時間的区分というのは、我々、これまでも使ってきました対策の一つでございます。

それから、五つ目の質問です。5ページの41行目。手荷物検査、これ何度も、この概要の中でも触れています。シェンゲン協定によって、基本的には検査をしないという形になっています。こうしたことから、我々もここについては一定程度のリスクがあるという形で検討しておりまして、この検査をしないこと1点をもって輸入できるできないではなくて、総合的な判断ですね。各農場でバイオセキュリティやっているのですが、もし発生したときにトレースができるのかということ。そういった形で総合的な判断を行うという形で、ここの点についてもリスクがあるとして記載している点の一つでございます。

次の問いが7ページのお話ですね。7ページの9行目ですかね。2022年にはデンマークでは野生のイノシシが根絶されました、というお話がありました。この点については、デ

ンマークという地形の中で、もともとイノシシが少なかった。そういった中で、このアフリカ豚熱対策、こういった野生動物からの家畜衛生対策として、国として利益があると考え、根絶対策を行ったと伺ってございます。

それから、七つ目の質問ですけれども、同じ7ページの12行目ですかね、鉄柵の話。もちろんこれも先ほどのシェンゲンの話ともつながりますけれども、鉄柵をやることで、確かに、これで完璧に全ての防疫対策とやっているというふうに私どもは判断してございません。そのためにいろんなリスク評価をやるという形でございます。確かに先生がおっしゃるとおり完璧ではない。ですが、一方で移動速度を遅くすることができるなど、そういうことには一定の要がある。利があるというふうには考えてございまして、その点について記載させていただきました。また、先生がおっしゃいました高速道路とかそういうもの、人工的な弊害、それから鉄道があるとか、そういうものは野生動物は避けます。今回は鉄柵だけの話でございます。

以上でございます。

○末吉臨時委員 ありがとうございます。

○植田部会長 よろしいでしょうか。

○末吉臨時委員 はい。

○植田部会長 それでは、ほかの委員の方、いらっしゃいますか。

では、黒濱さん。

○黒濱臨時委員 この結果のところにも書いてありますが、リスクが発生した場合は、不測の事態が発生した場合は一回止めて、それでもう一度評価し直すと書いてありますので、その部分に関連するのですが、イノシシがいないということもあって、発生農場から面的に同心円状に広がっていくというのは余りないのではないかと想着て、このリスク評価も妥当だと思っていまして、ゾーニングを適用するのはいいのではないかと想着うのですが、疫学関連農場に関してはかなり緩いのではないかと想着ていまして、資料2-2の方の72ページところの5行目のところ、疫学関連農場のところでは、疫学関連農場は通報から遡って15日以内に発生農場と直接又は間接的に接触があった可能性ある農場を疫学関連農場とすると定義されております。デンマークの場合は、かなり豚の移動が多いということ、それから、小さな農場も残っていちゃいますので、そういう農場は、管理が行き届いていると、病気が入ってから発生に気付くのに時間掛かったりします。この15日というのは、ASFの潜伏期間に該当するからということだと思着的のですが、恐らく発生した

のに気付くのに時間掛かってしまうケースがあるだろうということで、この通報から遡って15日というのはちょっと不安があるなと思っております。ですので、これ、発生しましたら、このゾーニングを適用するに当たっては、疫学関連農場の調査、それから時間的にもマージンをしっかり取って、確認した上で輸入再開をしていただきたいなと思います。

○植田部会長 ありがとうございます。

では、お答えをお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 黒濱先生、ありがとうございました。疫学関連農場についての御質問、それから、その日程感との関連ということで、御質問でございました。

疫学関連農場、基本的には、先ほど申しました中央の登録簿もございますし、全ての農場が登録されているというやり方をやっているのです、基本的に疫学関連農場は追えるという形になってございます。

問題は、御指摘の点は、15日以内というのが短過ぎるのではないかと御質問でございました。この15日以内という点も考慮しますのと、もう一つは、豚の出荷時については、まず農場の段階で、出荷時に、デンマークの場合は獣医師による検査証明を受ける形になっています。それは、と畜施設での受入れの検査の前でございます。そういう形もあって、動物が動く前に基本的には検査がされる。それは移動の場合も、デンマークのある農場から、先ほど、ほかの農場に動くマルチサイトシステムがデンマークは主要ですよねというお話がありましたが、一つの農場から別の農場に移る場合には、検査の証明がなければ移動できないという形になってございますので、その点は一定程度カバーされているという判断の下、今回のような結果にしているということでございます。

ただ、こういうものが破綻している、機能していないということが分かりましたら、もちろん輸入を止めて、またリスク評価をするという形になります。

以上でございます。

○植田部会長 よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますか。

では、井岡委員、お願いします。

○井岡委員 基本的な、詳細な説明をありがとうございました。私でも何か少し分かるような気がいたしております。

7ページの23のところ、この媒介をするダニが生息していないというところですが、ここをもう少し、野生イノシシだけにいるダニか、もう少し教えていただければと思います。

○松尾国際衛生対策室長 井岡先生、ありがとうございます。

すみません、ここはちょっと丁寧な説明ではなかったですね。

アフリカ豚熱の媒介の仕方というのは大きく、豚同士の中で感染する、若しくは食べて感染するという形もありますが、もともと、この病気は名前のとおりアフリカにあって、アフリカで循環していたときは、イボイノシシが洞窟の中に住んでいるのですが、そこにいるダニ、この中で循環していた病気でございます。ですから、環境の中にこのダニがいて、さらに、このダニが汚染されていると環境の中に非常に長く残るとことが指摘されています。このダニがいるかないかという検討も必要ですので、ここに記載したというものでございます。

幸い、デンマークにこのダニがいないということでございますので、その旨を記載したというのがこの記述でございます。

○井岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○植田部会長 ほかにいらっしゃいますか。

西元委員、お願いします。

○西元臨時委員 西元です。

4 ページの17行目についてですが、農場に、入口における車両の消毒は義務づけられていないとあります。日本の場合、出入口で消毒するのがもう当たり前のようになっています。飼料運搬車両は、中に立ち入ることができるのでしょうか。それとも、家畜運搬車両や死亡の運搬車両は立入ることが禁止されていますけれども、飼料運搬車両も同様なののでしょうか。日本とEUでは、車両消毒や農場への立入に関する考え方が異なるというのは何か理由があるのでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 まず、農場には——西元先生、ありがとうございました——ここに記載してあるとおり、4 ページの17行目以降のところでございますけれども、記載されているように、デンマークについては、農場内が衛生管理区域とそれ以外という形で分けられてございます。衛生管理区域内には衛生的な車両以外は入ることはできませんので、その旨、家畜運搬車両のお話なんかもこの辺には書いて、飼料についても入れない。

○矢野補佐 基本は入れません。

○松尾国際衛生対策室長 入れない形になってございます。その区域を分けていますので、この区域には入れないという形になってございます。

○植田部会長 よろしいですか。

○西元臨時委員 これは、日本と考え方が違うということでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 その点、違いがあることも含めて、それで記載をしています。違いがあると思って、そこが違いますという形で記載をしてございます。

○西元臨時委員 ありがとうございます。

○植田部会長 それでは、ウェブ上の方、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価につきまして、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議がある方は御発声をお願いします。

(異議なし)

○植田部会長 異議なしと認めますので、これから答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について事務局から配布をお願いいたします。

(答申案配布)

○植田部会長 よろしいでしょうか。

それでは、家畜衛生部会からの答申案について読み上げをさせていただきます。

答申。

令和6年9月26日付け6消安第3642号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時の豚肉及び豚肉製品の輸入について、デンマークに対し適切なリスク管理措置を課すとともに、アフリカ豚熱のゾーニングを適用して発生の認められない地域に限定することにより、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

以上であります。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。異議ある方は御発声をお願いいたします。

(異議なし)

○植田部会長 それでは、異議なしと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

次に、議事(3)、諮問事項であります。「イタリアからの乾燥熟成豚肉の輸入に係る

リスク評価について」に進みます。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 イタリアからの乾燥熟成豚肉輸入に係る諮問をさせていただきたいと考えてございますので、今日の議題に入れさせていただきました。

この点については、まずは資料に従って説明したいと思います。使う資料、特に資料の3-2という資料と、今日机上配布資料として配りました「乾燥熟成豚肉・スーニャについて」という資料で主に説明をしたいと思っております。資料を御準備願います。

まず、資料の3-2、1ページを御覧ください。

Iの評価事項でございます。

イタリアにつきましては、サルジニア島を除き、現在、我が国への豚肉等の輸出が認められておりますが、2022年1月にイタリア本土でアフリカ豚熱が発生したことから、豚肉及び豚肉製品の輸入を停止しております。

今般、イタリア当局から、乾燥熟成豚肉、いわゆる生ハムでございますけれども、この輸入再開を希望する旨の要請がございました。今回の要請は、アフリカ豚熱に加え、豚熱及び口蹄疫の発生の有無にかかわらず輸入再開を求める内容でございまして、新たな家畜衛生条件の策定、こういうことが必要になります。

このため、リスク評価チームでは、イタリア当局から提出された資料や現地調査で得られた情報等を用いて、乾燥熟成豚肉、生ハムの輸入再開によるアフリカ豚熱、豚熱及び口蹄疫ウイルスの我が国への侵入リスクについて評価を行いました。

資料3-2の1ページのII、対象品目でございます。

ちょっと分かりにくい部分があるかと思ひまして、まず、机上配布資料を御覧ください。

今回対象となりますのは乾燥熟成豚肉、生ハムでございますが、まず、机上配布資料の1番、乾燥熟成豚肉でございます。これは、豚のもも肉を塩漬し、長期熟成した非加熱の製品です。日本向けに輸出される乾燥熟成豚肉は、塩漬開始日から起算して、最低400日の乾燥熟成を行う必要があるというものについての評価になってございます。乾燥熟成後は脱骨、骨を除くということを行います。

2番目に「スーニャ」と書いているものがございます。これは、この生ハムを作る製造過程に必要となるものでございます。

まず、先ほど申し上げましたように、豚のもも肉を塩漬して、水洗いをして、長期熟成をする前に豚もも肉の皮で覆われていない部分に塗るものでございます。これは、豚脂、

塩、米粉及びこしょうを練り合わせて作ったもので、この左下に「スーニャ」と書かれる、こういった少し粘性のあるような物質でございます。

これを豚のもも肉の皮がないところに塗って、これは何のためかという、熟成の間——乾燥熟成と申していますけれども——乾燥熟成する間、豚もも肉を柔らかく保って、過度の脱水から保護するものとされてございます。これは、先ほど、生ハム作る際に、最後の工程で脱骨する、骨を取ると申しましたが、そのときに一緒に水で洗い流されるというものでございます。

スーニャについても。リスクがあるかないか、リスク評価の対象でございます。

では、資料の3-2の1ページに戻っていただきたいと思います。

2ページに移っていただけますか。こちらは、我が国の告示でございます。これは、現在我々がハムと思っているものについての基準でございます。

今回のリスク評価対象は、最低400日の乾燥熟成を行うと先ほど机上配布資料で説明しましたが、それ以外の規定というのがこの1から9の規定で、これは、既存の規定に基づいたものというものをこのリスク評価対象とするという形で考えてございます。

資料の2ページ、この参考で書いていることは何かということについて、まず説明をさせていただきます。

この資料の2の参考、これ、ちょっと長い文章ですけれども、要約して言いますと、我が国は1992年からイタリア産の非加熱のハム、いわゆる生ハムを含めて、輸入を認めていました。その後、家畜衛生条件の見直しが行われて、さらに、2022年にアフリカ豚熱の発生を受けて輸入が停止されているということが記載されている。過去の経緯でございます。今回の要請については、現行の標準手続に基づいてリスク評価を実施するという形になってございます。この点については、先ほど、アフリカ豚熱の観点もありますが、イタリア側からは豚熱それから口蹄疫に関しても併せて行ってほしいという点で、三つの疾病に関してリスク評価を行う形になったという経緯が書いてございます。

資料の3ページのイタリアの概要でございます。

イタリアは、人口5,870万人、面積約30万平方キロメートルの、欧州南部の国です。フランス、スイス、オーストリア及びスロベニアと国境を接しています。EU加盟国でございまして、EU各国と経済圏を共有するとともに、シェンゲン協定に基づいて、加盟国間では原則として国境検査を伴わない人や物の移動が行われています。

続きまして、資料の3ページの2、乾燥熟成豚肉、生ハムの概要を御覧ください。

乾燥熟成豚肉は豚の後肢を原料としまして、整形、塩漬及び長期間の熟成工程を経て製造される製品であり、イタリアのプロシュート・クルードに相当します。具体的な代表的な製品には、プロシュート・ディ・パルマやプロシュート・ディ・サン・ダニエーレなどがあり、多くがEUのDOP認証を取得しています。また、一部製品は、我が国においても地理的表示、いわゆるGIとして登録されています。

本評価の対象品目というのは、伝統的な製法に基づいて長期間熟成される豚肉製品でございます。

資料の3ページの3、豚熱、口蹄疫及びアフリカ豚熱の清浄性に関する情報でございます。

24行目を御覧ください。

まず、豚熱（CSF）につきましては、イタリアは2015年以降、WOAHの清浄国としての地位を維持してございます。最終発生は1997年です。

27行目。

口蹄疫（FMD）につきましては、1996年以降、ワクチン非接種清浄国の地位を維持しており、最終発生は1993年です。

30行目に入ります。

アフリカ豚熱（ASF）につきましては、かつてサルジニア島に限局的に存在していましたが、その後、清浄化が進められ、2024年には清浄地域であることが自己宣言されています。

32行目からですが、一方で、イタリア本土では2022年1月に初めてアフリカ豚熱が確認されました。その後、複数地域で発生が見られましたが、封じ込め対策により大部分の地域で収束し、2026年8月では、北西部の制限区域のみが発生地域として、制限地域として残っています。

36行目です。

近年のASF、アフリカ豚熱の発生の大半は野生のイノシシで確認されたものでございまして、2025年以降の発生はいずれも制限区域内に限られてございます。制限区域外での発生は確認されていません。

この制限区域でございしますが、4ページを御覧ください。

4ページには、2024年時点と2026年時点のアフリカ豚熱の発生に伴い設置された制限区域、これを図1として比較してございます。このように、先ほど申し上げましたように、

現在は北部の方の地域には制限区域残っていますが、それ以外はないという状況でございます。

続きまして、資料の4ページ、4、獣医体制及び法制度を御覧ください。

イタリアの中央獣医当局は保健省でございます。地方には州保健機関であるRHS、及びその下部組織であるLHUというものが設置されています。この中央及び地方当局が連携して、動物衛生、食品衛生及び畜産物の衛生管理を担ってございます。

9行目でございます。

防疫制度については、EUの動物衛生法及び国内法を基礎として、具体的な防疫措置は国家計画と実施指針という形で定めているというふうに聞いてございます。

4ページの5番でございます。豚の飼養状況及び衛生管理でございます。

13行目。

イタリアでは、全ての豚農場に対して国家家畜登録簿（BDN）への登録が義務づけられておりまして、全国で約2万6,000個の農場において約800万頭の豚が飼養されています。豚の飼養は主に北部の地域に集中しています。

18行目です。

農場では、衛生区域の設定、柵の設置、車両消毒、新規導入動物の検疫、野生動物対策、施設の洗浄・消毒などのバイオセキュリティ措置が義務づけられています。また、豚の運搬車両についても、移動の都度、洗浄及び消毒が求められています。

4ページの21行目です。

当局は定期的な立入検査を実施しておりまして、アフリカ豚熱制限区域内では全農場が対象となっております。

28行目の半ばほどからですが、これらの遵守状況はClassy Farm. itという情報システムで一元管理され、不適合が確認された場合は罰金等の措置が講じられてございます。

資料5ページの6、食肉関連施設を御覧ください。

イタリアでは、と畜場、食肉処理場及び乾燥熟成豚肉製造施設は、地方当局であるLHUの承認を受ける必要がございます。

9行目でございます。

日本向けを含む輸出施設については、仕向国の輸入条件への適合を保健省が確認した上で承認されています。承認後も定期的な再認証や公的検査が実施され、不適合が確認された場合には施設リストからの削除を含む是正措置が講じられてございます。

19行目でございます。5 ページです。

さらに、全ての豚は、と畜前後に公的獣医官による検査を受けることとされておりまして、アフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）及び口蹄疫（FMD）が疑われる場合には、当該豚や豚肉を食品供給ラインから除外し、廃棄する仕組みとなっております。

資料5 ページの7 でございます。トレーサビリティ及び移動管理でございます。

28行目ですね。

イタリアでは、豚は耳標等により識別されており、農場間を移動する際にはDDAと呼ばれる移動先申告書が必要となります。この移動先申告書（DDA）には出発地や到着地に加え農場の衛生状況も記載されてございまして、これらの情報はBDNで一元管理されてございます。

32行目の後段です。

疾病疑い事例や発生が確認された場合には、当局は、この移動申告書（DDA）の発行を停止することで豚の移動を制限することが可能です。

35行目です。

EU域内では、食品事業者には原料の供給元及び製品の供給先を把握するためのトレーサビリティ体制の整備が義務づけられてございます。

資料の5 ページ、38行目、8、診断機能でございます。

イタリアにおいて、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫の診断を担うナショナルリファレンスラボラトリーは、保健省に所属する獣医研究施設群、IZSというものでございます。

アフリカ豚熱、豚熱については、6 ページに移りますけれども、CEREPというところで行うと。口蹄疫（FMD）についてはCERVESが診断を担当するという形になってございます。

6 ページの7 行目です。

これらの検査施設は、ISO/IEC17025の認定を受けているほか、EUの技能試験にも参加してございまして、検査能力は確認されてございます。

6 ページの10行目でございます。

また、アフリカ豚熱、豚熱についてはRT-PCR検査を中心に実施され、検体の受領後24時間以内に検査が行われる体制というものを整備しているというふうに伺ってございます。

6 ページ、14行目、9、野生動物の管理を御覧ください。

イタリアには多数の野生イノシシが生息しています。2022年のアフリカ豚熱発生を受けて、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の管理、防除、それから根絶のための国家計画が策定されています。

18行目以降ですけれども、この計画に基づいて、封じ込め用のフェンスの設置、捕獲や駆除による個体数の削減、死体回収体制の整備などが進められています。制限区域周辺では捕獲強化が実施されておりまして、探知犬を用いた死体探索ということも行われています。

32行目ですけれども、アフリカ豚熱の媒介ダニとして知られるオルニトドロス・エラティカスは、イタリアには生息していないというふうにされています。

6ページの10番、サーベイランスでございます。

34行目です。

イタリアでは、家畜豚の飼養者及び獣医師に対して、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫が疑われる場合の通報義務が課されています。また、死亡又は瀕死状態の野生イノシシを発見した場合にも、地域保健機関のLHUへの通報が義務づけられています。

ちょっと7ページの5行目にかけての話になりますけれども、アフリカ豚熱については、制限区域内の農場を対象とした検査が継続的に行われておりまして、2025年には1万6,000頭を超える家畜豚が検査されましたが、結果はいずれも陰性でした。

7ページの7行目ですね。

また、野生イノシシについても大規模なサーベイランスが実施されており、2025年には4万頭を超える個体が検査されています。アフリカ豚熱の陽性事例は確認されていますけれども、いずれも制限区域内の発生でございました。

7ページの11、16行目、防疫体制でございます。

アフリカ豚熱、豚熱及び口蹄疫の疑い事例が通報された場合、地域保健機関のLHUは速やかに農場に立ち入り、健康確認や検査を実施するとともに、必要に応じて動物や資材の移動制限措置を講じます。

7ページの21行目ですけれども、飼養豚、家畜豚でASFが、アフリカ豚熱が確認された場合は、中央危機対策本部が設置され、発生農場では全ての飼養豚の殺処分、汚染物品の処分、施設や車両の洗浄・消毒が実施されます。これらの措置は公的獣医官の監督下で行われます。

7ページの33行ですけれども、家畜豚で発生時には、保護区域PZ、プロテクションゾ

ーン及び監視区域S Z、サーベイランスゾーンが設定され、その後、E Uの制度に基づきましてR Z I、R Z II、R Z III、こういう形に移行しまして、生体豚や豚肉等の移動制限が実施されます。原則として、保護区域P Zは発生農場を中心に半径3キロメートル以上、最低半径が10キロメートル以上を監視区域S Zとして設定することとされています。

8 ページにもう移っています。8 ページの12行目ですね。

さらに、当局は、アフリカ豚熱陽性の野生イノシンが発見された場合、疫学調査を実施して、発生農場への人や車両の出入り、飼養衛生管理状況等を調査するとともに、必要に応じて、疫学関連施設の特定や予防的殺処分を実施することが可能とされてございます。

8 ページの12番、乾燥熟成豚肉、生ハムの製造に係る科学的知見でございます。

21行目ですけれども、この項目、非常に重要な論点の一つでございます。

特に24行目以降、提出された科学文献によれば、アフリカ豚熱、豚熱及び口蹄疫に感染した豚由来の原料肉を用いて、我が国が指定する製法と同等の条件でパルマハムを製造した試験において、399日以降には、これらの全てのウイルスが不活化されることが確認されています。

28行目からですが、アフリカ豚熱感染豚由来原料を用いたサラミやその他の乾燥熟成豚肉製品についても、熟成の過程でアフリカ豚熱ウイルスが不活化されることが報告されています。

8 ページの32行目です。

さらに、スペインの乾燥熟成豚肉を用いた試験においても、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫のウイルスの不活化が確認されてございます。

続いて、資料の9 ページの13、スーニャの管理を御覧ください。

スーニャは、乾燥熟成豚肉の製造工程において、もも肉の表面に塗布される豚脂を主原料とした材料でございます。

WOAHコードでは、アフリカ豚熱、豚熱及び口蹄疫ウイルスは70度30分の加熱により不活化されるとされており、イタリアから提出された文献においては、アフリカ豚熱ウイルスは高温条件下で比較的速やかに不活化されることが示されてございます。

なお、イタリアでは、スーニャの原料となる豚脂は、アフリカ豚熱清浄地域で出生・飼養され、と畜された豚由来のものに限定されているということから、法令上、加熱処理は義務づけられていないとされてございます。

資料9 ページの14、乾燥熟成豚肉の輸出でございます。

イタリアから乾燥熟成豚肉、生ハムを輸出する場合には、地域の保健機関であるL H Uが発行する輸入検疫証明書の添付が必要になります。認定獣医師が仕向国の輸入条件を満たしていること及び製品のトレーサビリティ情報を確認した上で、証明書を発行します。

9 ページの16行目ですが、2022年にイタリア本土でアフリカ豚熱が発生した後も、米国、カナダ、豪州及びE U加盟国を含む多くの国では、一定の条件下でイタリア産の乾燥熟成豚肉の輸入を継続しており、年間約7万頭の輸出が維持されています。

9 ページの20行目です。

これらの国では、400日以上熟成や原料豚の農場要件、スーニャの加熱処理などを輸入条件として求めており、2021年から2026年度の間、輸入を継続している国において、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫の発生は報告されてございません。

以上が現在のリスク評価書でございます。

リスク評価書、先ほど見ていただき、本来、4として結果がございますが、これはまだリスク評価に入ってございませんので、その記載はございません。これからリスク評価をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

○植田部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願い申し上げます。

○末吉臨時委員 いいですか。

○植田部会長 はい、どうぞ。

○末吉臨時委員 末吉です。四つほど今回もあります。お願いします。

まず、2 ページと8 ページの関連ですけれども、2 ページのところでは、上の方の(8)のところで、15℃から20度で314日のキュアリング——これ、熟成だと思えるのですけれども——があって、8 ページの26行目では399日後に不活化があるということ。それから、日本は最低400日乾燥熟成を行う必要があると。この314と399と400、400あれば大丈夫なのでしょうが、既存は314でやってきたという理解でよかったのかどうかという確認——この(8)ですね——が一つ。

それと次が、6 ページの27から33のところで、A S Fの場合は、この野生イノシシの死体探索というのは非常に大事だということで、E Uでも韓国でも。今回のこととは関係ないですが、この探知犬について日本の対応。日本は検知犬の、くんくんやっていますけれ

ども、全く別な探知犬だと思うので。これ、EUとか韓国、すごく大事で、豚熱も、この死亡イノシシ、大事なのですけれども、アフリカ豚熱防疫対策としては、対策を取っておかないと、事前に、大変だと思うので、ちょっとここが気になったのと、これほど大事だと言われている韓国、イタリア、EUの、この探知犬を使ったことが、35%から45%野生イノシシを減らすことにどれほど貢献しているかというデータとか、そういう疫学解析をやられているかどうかというのを聞きたいです。

それから、最後のところで、結局スーニャは、これは生じゃなくて加熱するものという。机上配布資料では熱のことは書いていないですが、最後のところ見ると加熱するようなことが伺えますが、この70度30分で行うと不活化されるというのがあるけれども、アメリカでは76℃以上が求められる。日本では90℃1時間を、残渣とかいろんなことに求めている。これで、この温度のことを今回条件としてどのように考えていけばいいのか。

というのが質問と意見です。よろしくお願いいたします。

○植田部会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。

正にこの点を、今、末吉先生からいただいた点をリスク評価していただきたいと考えてございます。細かい点を、できれば牛豚等疾病小委のような専門の先生方に、この点を議論していただきたいと思っています。

順番に、今触れていただいた三つの点について、お話をさせていただきます。

その一つ目、この熟成の条件。

399日と論文にはありますが、日本の今の告示の規定は314日とあります。

今回の諮問については、今のところ400日以上熟成をしたものという形で諮問を受けていますので、そういう形になります。

いろんな数字が出てきているのは、論文によっていろいろ書いているものがございます。この点も、その論文も見ていただいて、先生方に、その上で、この400日というものをどう判断するのかということが今回のリスク評価の対象となるというものでございます。

それから2点目、死体探索、死体探知犬のお話。資料6ページのところにいろいろ書いているというのがございました。

これについてもイタリアから詳細な資料、いろいろもらってございます。そういうことも踏まえて、この能力がいかほどと先生方として判断していただくのか。こういうのも資料として牛豚等疾病小委先生に、もしこれ諮問通るのであれば、見ていただくのであれば

見ていただいて、そういう御判断、いろんなお考えいただけるものだというふうに思っております。

それから3点目、スーニャの件でございます。

私からもスーニャのお話をしました。この資料の中にもありましたとおり、スーニャについては、現在の法規制として、イタリア国内の自分たちの法規制としては、加熱処理の条件はないと。ただ、由来豚には条件があって、豚脂については、アフリカ豚熱がない場所に由来する豚を使いますという条件になっているということがあります。

これについては、ほかの国では加熱処理をしているところもあると。

この点も、日本に持ってくるときの安全性、日本に持ってくる生ハムについてはどうすべきなのか。やはりこの点についても御議論いただく。ほかの国でこうやっているという資料も見ていただきながら、先生方から様々な観点から御議論いただきたいと思いますと思っておりまして、この点に触れてございます。

以上でございます。

すみません、今、担当の方から指摘がありました。

まず、資料の2ページでございますね。告示でいろんな、1から9の条件があるというふうに説明しました。

現在の規定も、これ、いろいろ条件書いてございますが、例えば6番には52日から72日とか、末吉先生から触れていただきました8番には314日のキュアリングだとか書いてございますけれども、基本的にこれ、各製造工程を書いていますので、これ足してしまうとやっぱり400日超えてしまいますので、この点からも、今の告示上の規定からも、400日以上という形で今回は諮問させていただきたいと考えてございます。

○植田部会長　ほかに、いかがでしょうか。

じゃ、黒濱委員、お願いします。

○黒濱臨時委員　400日以上熟成していればリスクが少ないということなのですが、最後の脱骨工程以降だと思うのですが、製品をパッキングして日本に送る前、この段階で、ほかのまだ若い、熟成進んでいないものとの接触がないかどうか、この部分をきちんと調べていただいて、リスク評価していただきたらと思います。

それから、別の話ですが、イタリアも大分ASFの抑え込みは進んできていると思います。スペインも広がらないで済んでいるなと思っているのですが、こういううまく抑え込みが進んでいる国から、アフリカ豚熱のゾーニングのお願いは来ているのでしょうか。

○植田部会長　お願いします。

○松尾国際衛生対策室長　黒濱先生からの御質問、まず一つ目、今回は400日以上という形で諮問させ、リスク評価をお願いしますという形でございます。その製造工程でコンタミが起こらないようにどのように管理していくかと、これも重要な点でございますので、その点についてもきちっとリスク評価していただきたいと思ってございます。若しくは、その条件に付ける際に、こういうコンタミが絶対ないことということは確認すべきだということであれば、当然もちろんそれも条件に入ってくるということでございます。

それからもう1点、各国の発生状況、抑え込み進んでいますよねという中で、いろんな国からの要請があるのかという形でございます。

基本的に私どもは、二国間の話というのは、諮問のステージになるまでは、外に出さないようにしているものでございます。

ですが、勝手に向こうの国が出してしまうということは多分にあります。

というのは、このリスク評価のステップ、特に今やっている、こういう家畜衛生部会を含めて、リスク評価をしていただくというステップが12ステップあるというふうになっているのですが、実はここのステップ、8ステップ目でございます。その間、行ったり来たりすることが多いのです。その間の話をしてしまうと、御商売されている方に影響しますし、二国間では、前へ進んでいたのにまた戻ったじゃないか、ということがよくあります。それは新しい知見が見つかったり、若しくは新しい病気が発生してしまったりすることで起こります。そのため、部会までは対外的には言わないという形になってございます。

私からは以上です。

○植田部会長　井岡委員、お願いします。

○井岡委員　消費者としてなんですが、ここ一、二年以上はイタリア産生ハムを市場に見掛けることがなくなって、大変残念に思っておりました。イタリア料理店とかでも上に載っていないなみたいなことを感じるがあったので、この評価によって輸入が再開することを期待したいと思っております。

日本向けは400日以上熟成が決められているということで、そうすると、8ページのところの12番の科学的知見というところが大変重要というか、評価されるところかなと思ひまして、そこも含めて専門家の皆様には是非評価をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○植田部会長　ありがとうございます。

何かコメントあります。

○松尾国際衛生対策室長 井岡先生、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。

一応、イタリアからの申請という形だと400日以上という形で申請来ていますので、これに基づいたリスク評価という形をお願いしています。おっしゃるとおり、この科学的知見がどこまで言えるのかということを、しっかり専門家の目から見ていただいて、御判断いただきたいと考えてございます。

以上です。

○植田部会長 ほかに、いかがでしょうか。

津田委員長。

○津田臨時委員 津田です。

いずれ牛豚疾病小委に審議が来ると思うのですが、このリスク評価の中で、今説明のあった乾燥熟成豚肉のリスク評価ということと加えて、イタリアからということになると思いますので、今説明があったアフリカ豚熱についてのイタリアの対応について。制度は分かったのですが、実際にイタリアはアフリカ豚熱が発生していて、それで、南部の方の3か所については、ある程度これを抑え込んだということですので、その間の実績、あるいはこの経緯についての説明をお願いしたい。要するに、発生した経緯と、それからその抑え込んだ手法、それから、それぞれの事例について対応や対策、この辺も含めて説明していただくとリスク評価にもつながると思うので、その辺もよろしくお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 評価に当たりましては、そういった資料が必要という形でありましたら、それを準備して御評価いただく形になりますので、事務局としては今後準備させていただきます。

○植田部会長 それでは、ウェブで参加されています関委員、お願いします。

○関委員 ちょうど津田委員がおっしゃられたことと同じような内容でしたので、2025年に発生して、それを封じ込めたという経緯をもう少し詳細に教えていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

○植田部会長 木村先生、ありますか。お願いします。

○木村臨時委員 ありがとうございます。

私も、直接は関係ないのかもしれませんが、野生イノシシのASFの記述がちょっと

気になりました。7ページの14行から15行の野生イノシシの検査対象の頭数が増加したという、ここの解釈ですが、これは、検査体制が良くなっていると解釈したらいいのか、感染野生イノシシが増えているという意味なのか、どっちなのだろうと思って聞いておりました。直接関係ないですが、よろしくお願いします。

○植田部会長 事務局、お願いします。

○松尾国際衛生対策室長 関先生もありがとうございます。この点、南部の対策・対応状況というのは重要ということが先生方からお話ありましたので、この点もしっかり準備して、リスク評価にしていいただけるように準備して、この辺も充実させていきたいと思ってございます。

それから、木村先生の方から、資料7ページの14、15行目にあるような、サーベイランスの個体数が増えているではないかという点でございますが、これはイタリアとしての対策としての一環として、特に狩猟の方の個体数を増やしていくという形で、頑張ったという結果というふうに伺ってございますが、この点につきましても実際の小委員会の方でも詳しく御議論いただきたいというふうに準備をしております。

○植田部会長 ありがとうございます。

よろしいですかね、ウェブで参加、時間もかなり経過をしておりますが。

それでは、ありがとうございます。

それでは、本件の審議に当たりましては、もう先ほど来お話ありますけれども、当部会の所掌事務のうち、専門的・技術的な事項を審議する必要があるということから、今後、牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○植田部会長 異議ないということのようでございますので、事務局はそうに進めていただければというふうに思います。

それでは、議事(4)その他について、事務局から御報告等ございますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 今日については一つございますので、よろしくお願いいたします。

この点については、カナダからのバイソン肉等の輸入再開についてという形で、お願いしたいでございます。

資料の4を御覧ください。カナダからのバイソン肉等の輸入再開についてということでございます。

I 番、背景でございます。

まず1、2003年、カナダにおける牛海綿状脳症（BSE）の発生を受けまして、我が国は同国からの牛、これは、このときにはバイソンを含めました、それからめん山羊、それらの動物由来の肉・肉製品等の輸入停止措置を講じてございます。

2でございますが、食品安全委員会によるリスク評価を経まして、2005年の12月に20か月齢以下の牛由来であること、こういったことを含めました条件を作りまして、牛肉及び牛肉製品の輸入を再開してございます。ただし、この牛肉の輸入再開をする際は、由来動物の定義、牛の定義を、ボスタウルス、いわゆるヨーロッパ系の牛、若しくはボスインディカス、インド系の牛と、限定をしてございました。それを、そうした条件の中で家畜衛生条件というのを決めてございまして、輸入のためですね、バイソン、いわゆるバイソン・バイソンの肉及び肉製品は輸入再開の対象となっておりません。

3でございます。その後、カナダからバイソン肉の輸出再開の要請を受けまして、その取扱いについて、公衆衛生の観点から厚生労働省が、それから家畜衛生の観点から当省が検討を行っているところでございます。

IIでございます。対応についてでございます。

まず、BSEの観点で止めておりますので、BSEについてでございます。

1番、バイソンについては、BSEプリオン、これが原因物質とされてございますが、この原因物質に、病原物質に対する感受性は否定できないものの、牛を超えるリスクは確認されておりません。そのため、牛と同等の管理措置が行われていることが確認できれば、牛肉等と同じ輸入条件を適用した上でバイソン肉の輸入を再開しても、我が国へのBSE侵入リスクが増大することはないと考えられます。

2番でございます。カナダについては、これまで当局との質問票のやり取りを通じまして、バイソンと牛と同様に飼料規制ですね。まず、BSEについては餌から移っていく。BSEプリオンのたんぱく質で移っていくということでございますので、飼料規制が重要になります。この飼料規制の対象に、牛と同じようになっているということを伺ってございます。仮にバイソンにおいてBSEを疑う症例が確認された際には、通報も義務と。牛と同じように義務となっているということを確認いたしました。

こうしたことを踏まえまして、カナダから輸入されるバイソン肉についての考え方でございますが、まず、厚生労働省が、基本的には食品として人が食べても大丈夫かという観点で、これまでも特定危険部位というものを取り除くということをやっております。そ

の前提で、我が省、農林水産省としては、さらに飼料規制をやっているよね、サーベイランスをやっているよねという確認の下、牛肉等の輸入は認めています。

同じことを考えてございまして、3番でございすけれども、カナダから輸入されるバイソン肉等については、同国から輸入される牛肉等について、同じ家畜衛生条件を適用することとするというふうに考えてございます。なお、食品安全の観点においては、厚生労働省が牛肉等と同等の管理措置を求める方向で、別途、カナダ当局と協議を行っています。今後、当局間で事務的な協議を行い、厚生労働省及び農林水産省が求める輸入条件について、それぞれ合意した段階で輸入が再開されることになります。

この点、もう1点触れておきますと、先ほどBSEの観点からの話をしました。我が省はもう一つ、口蹄疫とか、それ以外の家畜の病気の検討もしなくてはなりません。ですが、現在、カナダでありますとか北米については口蹄疫がないという整理の下、牛肉を輸入していますから、同じ条件であればバイソンから口蹄疫が我が国に入ってくるということも考えにくいということで、そういう意味で、同等の条件であればということで考えてございます。

4番でございす。なお、今後、バイソン肉等輸出再開要請があったBSEの発生国については、カナダと同様に、牛及び牛肉等と同等の管理が行われることを個別に確認の上、輸入再開手続を行うことというふうに考えてございます。その際には、BSEの観点から飼料規制をやっているか、サーベイランスも行われているかということ、それから、口蹄疫発生国か、ここが一番重要な点になってくると思いますが、そうでないかということはしっかり見極めた上で検討してまいるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○植田部会長 ありがとうございます。

それでは、本報告につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

末吉委員、お願いします。

○末吉臨時委員 一つお願いします。今、口蹄疫の話ありましたけれども、このプリオンに関して言うと、余り詳しいわけではないですが、今回、牛に基づいたということで、牛とも鹿とも違うバイソン・バイソンということですが、TSEの観点からすると、BSEと、鹿のCWDがありまして、種の壁として、このバイソンは多分家畜のバイソンで、野生のバイソンとはまた違うものでしょうけれども、鹿が、カナダだと鹿CWDが陽

性国だと思うので、そのプリオンの関係の感受性、エルクが出て、あそこであると思うので、そこも確認しておいた方がいいかと思います。この1点です。

○植田部会長 ありがとうございます。

じゃ、お答えをお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 先生、ありがとうございます。

その点は、正に家畜衛生の観点ということで、私どもは必要な観点でございます。

まず、プリオンとのバイソン・バイソンの関係ですね。もう同じウシの亜属の中でございますが、非常に発生事例も少なく、難しいだろうと言われています。私どもの知っている事例の中でも、バイソンで起きたのはイギリスの動物園の事例が一つあるというふうに伺っています。それ以外は報告がない、というのがバイソンの場合でございます。

それから、カナダについては、おっしゃるとおり、CWDという病気がございます。これもプリオン病の一つでございますが、これについては論文がございまして、CWDはバイソンについては非常に抵抗性があるという論文がございしますので、この点も踏まえて、カナダのものについては、バイソン肉を輸入することは可能であろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○植田部会長 よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

ウェブはいかがですか。大丈夫ですか。

それでは、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この件以外に、事務局からほかにありますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 ほかの案件についてはございません。

○植田部会長 それでは、ないようでございますので、以上で終了させていただこうと思います。

事務局に進行をお返しします。

○松尾国際衛生対策室長 植田部会長、ありがとうございました。

本日は非常に、いつものように熱心な御議論いただきましてありがとうございました。

最後に、大臣官房審議官、木下より御挨拶申し上げます。

○木下消費・安全局審議官 本日は、大変活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。

いました。

本日答申をいただきました「デンマークにおけるゾーニングの適用に係るリスク評価について」に関しましては、今後、私どもがデンマーク当局と家畜衛生条件の協議を行ってまいります。これまで御審議いただいたリスク評価を踏まえて、条件の協議を行ってまいります。

また、その後、諮問させていただきましたイタリア産乾燥熟成豚肉の輸入再開に係るリスク評価につきましては、先ほど御決定いただいたとおり、今後、牛豚等疾病小委員会において専門的な見地から御審議をお願いいたすということでございます。その場でまたしっかりと御議論をしていただいて、そのうち、そこで問題ないということがあれば、またこの場に戻ってくるということになろうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

○松尾国際衛生対策室長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第80回家畜衛生部会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時23分 閉会